

第 9 6 回
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会
会議録

近江八幡市安土町地域自治区地域協議会事務局

第 96 回（平成 30 年度第 3 回）
近江八幡市安土町地域自治区地域協議会 次第

日 時：平成 30 年 6 月 25 日（月）午後 1 時 30 分

場 所：安土町総合支所 3 階旧議員控室

1. 開会

2. 経過報告

3. 報告事項

(1) 安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換

参考 1

(2) 「意見箱」の意見への対応について

参考 2

4. 協議事項

(1) 各種団体との意見交換までの提案内容について

資料 1

①提案内容について

②課題解決の対処方策について

(2) 地域自治区終了時点の記念事業について

5. その他

(連絡事項等)

7 月会議運営部会は、7 月 4 日（水）13：30 から

7 月定例会は、7 月 23 日（月）13：30 から（案）

6. 閉 会

会議録

●会議の名称	安土町地域自治区地域協議会 第96回（平成30年度第3回）定例会
●開催場所	近江八幡市安土町総合支所3階旧議員控室
●開催日時	平成30年6月25日（月） 13:30～16:08
●出席者 （委員等）	安田惣左衛門会長、茶野初美副会長、伊藤洋子委員、可須水弘美委員、 小杉稔委員、善住元治委員、仙波謙三委員、矢場義章委員
（事務局）	地域協議会事務局 安土町総合支所住民課…嶋川支所長、重田参事、赤松主幹、 矢野副主幹
●議題及び議事	報告事項 安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組み状況に関する意見交換 「意見箱」の意見への対応について 協議事項 各種団体との意見交換までの提案内容について ①提案内容について ②課題解決の対処方策について 地域自治区終了時点の記念事業について
事務局	第96回安土町地域自治区地域協議会を開会いたします。 本日の会議につきまして、澤委員、志井委員から、欠席の連絡がございました。 また、宗野アドバイザーから、欠席の連絡がございました。宗野アドバイザー におかれましては、「会議内容等で疑問点が生じましたら、相談いただいで後日 意見・回答させていただきます。」と連絡がございました。 本定例会は、「近江八幡市及び蒲生郡安土町の廃置分合に伴う地域自治区及び 地域自治区の区長の設置に関する協議書」第11条第3項の規定により開催して おります。本日の出席者8名により、本会議が成立していることをご報告申し上げ ます。 開会に際しまして安田会長よりご挨拶をいただきます。
会長	（あいさつ）
事務局	ありがとうございました。 続きまして、嶋川支所長がご挨拶申し上げます。
事務局	（あいさつ）
事務局	これより議事に入らせていただきます。議長につきましては、同協議書の規定に

に基づき、安田会長にお願いいたします。

会長

それでは、規定に基づき、議長を務めます。なお、本日の会議は 15 時 30 分をめどに終了を予定しておりますので、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

会議次第に基づき、議事に入りたいと存じます。

前回（5 月 22 日）以降の地域協議会の活動経過報告を行います。まず、広報編集部会の活動について、茶野広報編集部会長から報告願います。

副会長

広報 7 月 15 日号と併せて、地域協議会だより第 47 号を発行予定です。

会長

報告いただきました広報編集部会の内容について、ご意見、ご質問はありますか。

無いようですので、会議運営部会の内容については、部会長の私から報告をいたします。

会議運営部会は、6 月 6 日に開催し、5 月の定例会で協議のありました各種団体との意見交換について、課題を考えた上で、その課題の処方策、つまり仕組みを創造しながら地域協議会で対処方策をまとめてご提案をしていくということになりました。それを受けまして、会議運営部会で議論をしました。まず、安土・老蘇まちづくり協議会の構成団体とはどのような団体であるのかを確認しました。その上で、まちづくり協議会で、我々の提案を検討していただける

のではないかとの意見がありました。また、まちづくり協議会に参画していない団体は、どのような方策で対処していけばいいのか、という意見も出ました。

社会福祉協議会安土支部の会長とお話しする機会があり、社会福祉協議会としても福祉自動車について、地域自治区が終了したときにどうなるのかということについて話をしました。社会福祉協議会では、高齢者の免許証返納者に対する交通手段というものが、議論として出てきたということをおっしゃっていました。

福祉自動車については、合併時における調整項目にあがっておらず、現状で維持するという事で留まっています。

地域自治区終了を持ちまして、福祉自動車はどうなっていくのかについて、行政に確認する必要があると思います。

地域自治区終了時点の記念事業について、広報編集部会で検討いただきましたが、市が刊行した「変革と挑戦」に、ほとんどのことが掲載されているということから、広報でということだけでなく、別の事業を検討したほうが良いのではないかと考えておりますので、改めて、協議事項の中で協議をいただきたいと思っております。

以上、会議運営部会の内容です。

ご意見・ご質問はありますか。

無いようですので、次に進みます。

先月協議いたしました意見箱の対応について、事務局から報告をお願いします。

事務局

※資料に基づき報告

会長

この件について、ご意見・ご質問はありますか。

無いようですので、次に進みます。

事前に送付されています安土・老蘇学区まちづくり協議会の取り組みにつきまして、ご意見・ご質問はありますか。

ご意見等無いようですので、本件については以上とさせていただきます。

次に、協議事項に進みます。

協議事項の1点目、各種団体との意見交換までの提案内容についてです。

各種団体から意見を聞けば、たいへん幅広い意見が出されて協議会としても収集に困るであろうということから、我々が提案をしていこうというご意見がありました。

会議運営部会の議論の中で、まちづくり協議会にどんな団体が参画しているのかという意見から、団体名をまとめた表を資料としています。このことについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

※資料について説明。

会長

資料については、安土・老蘇両学区まちづくり協議会の組織機能の中に参画している団体です。これを委員皆さんの共通の認識に立っていただきながら、考えをまとめていきたいと思います。

また、近江八幡市協働のまちづくり基本条例第30条の具体化が、近江八幡市市民自治基本計画に結び付けられ、このようにまちづくりをやっていきましょうということを示されているところですが、我々の自治はここまで至っていないということが現状です。地域自治区終了後のまちづくり運営をどのようにしたらいいのかをお考えいただきたいと思います。

また、意見交換をする団体については、まちづくり協議会と行うのか、自治連合会と行うのかということがあろうかと思いますが、どのようなことを提案するのがいいのかについてご意見はございますか。

両学区の地域の団体は、ほぼまちづくり協議会に参画しています。しかし課題というものは、まちづくり協議会の部会で協議されるようなことにはなっていないと思います。

安土・老蘇学区共に、学区自治連合会もお入りいただいています。しかし、地域の事業が、学区まちづくり協議会の事業活動と重なる事業活動はありません。

老蘇では、地域の歴史文化資産をどのようにするのかというプロジェクトはやっておられるのですが、住民まで浸透してはいません。

安土学区のまちづくりの基本理念を見ますと、こういうまちづくりに向ってやっていくということは示されています。

老蘇学区の場合、老蘇の人口、世帯数、地域全体の長所短所を取りまとめて、まちづくり事業計画を作られています。

しかし、3年後、5年後の計画を定めた場合に、今の基本理念に合う地域計画を作り上げるというところまでは出来ていません。まちづくり協議会で策定しているものは事業活動中心の計画だからです。

副会長

各種団体の表で、老蘇学区は、営農組合や健康推進員が地域振興部会に入っています。安土学区は、健康推進員について、明記されていませんが、参画していない団体に入れたほうが良いのではないのでしょうか。

事務局

そのようにさせていただきます。

委員

老蘇でも営農組合がいくつもあります。全てが入っているのですか。一つにまとまっているのですか。

委員

老蘇まちづくり協議会の役員としてではなく事業の協力メンバーとして入っているものです。

委員

あかこんバスや福祉自動車は、公的な場所中心に運行しています。生活を拠点とした場所に福祉自動車などで行けるということになれば、免許証を返納した高齢者も安心すると思います。そういう方向にシフトを変えていただいて、住民のために行政とまちづくり協議会が協働していただければと思います。

私は、民生委員をしています。民生委員同士で悩みを相談していますので、直近の課題をつかんでおられると思います。そのようなことをお聞かせ願って、私たちが出来ることは何であるかということが話し合いの中心になれば言いと思います。

会長

意見交換すると課題はたくさん出るが、それをどこで誰が決めるのかということがない。それを決めるためにはどうするんだという提案を我々がしないといつまでたっても出来ないだろう。課題はお持ちなんだけどそれをまとめて行政に言うところがない。課題を協議するところも無い。それらを協議する仕組みとはどんなものがあるのか。課題を協議する場をまちづくり協議会の組織の中の拡大で

置けるのか、別途学区まちづくり協議会の中で作っていただかないといけないのか。

今のまちづくり協議会は、事業中心で行っているので、別に協議会を立ち上げて、そこで検討をいただくというようなことをしていただいて、そこで自分たちでやること、行政にお願いすることを整理しないと前に進まないと思います。

住民の皆さんに聞くと課題はお持ちなんだけど、それをどうしていいのかわからないということだと思います。基本理念の下に計画をつけて、長期にわたるもの短期にわたるものを分けて、場合によっては専門部会を設けて協議に入ることが必要ではないのかなと思います。

委員

あかこんバスをフレンドマートの近くに停車して欲しいという要望を民生委員から出したことがありました。そうしたら、停車をしてくれるようになったので、連携が出来たなというように思いました。

会長

そのような課題は数多くあると思います。ただ、それをどこでまとめて、どこが協議し、行政に支援を求めていくのか。

協働のまちづくり基本条例第30条には、このようなことをしなさいということが示されています。学区のまちづくりの中で、そういう組織を作っていないといけないと思います。

委員

市民自治基本計画説明をしていただきたい。

会長

協働のまちづくり基本条例第14条に市民自治基本計画とあります。それにしたがって市民自治基本計画を作成されています。それを分かりやすくしたものが、資料としています概要版です。

協働のまちづくり基本条例に基づくと、学区まちづくり協議会が自治全体の協議会にならないといけない。しかし、今の学区まちづくり協議会は事業部会というようなものなのです。

例えば、学区協議会という名称で、末端自治会の代表が集まった協議会を作って、そこで、基本理念に基づく実施計画を作る。それは、長期的なもの短期的なものを検討し、その中で、自分たちが行うこと、行政に支援を求めないと出来ないことをはっきり分けるというようなことが出来ないものかなと思います。

基本理念は上位のものですが、その次は、短期の目標を掲げながらその目標達成のための実施計画とはどういうものか。それには、どういう団体に参画していただくのか。それを、学区全体の中で合意形成して自分たちの実施計画と共に、その計画の中に、行政に支援要請する事項がありましたら行政に対して要請をする。ということを思っています。

こういうことを提案するためには、宗野教授からアドバイスをいただきなが

ら、まちづくり支援課にも来て頂いて、「こんなことを考えている」というようなことを聞いていただければと思っています。そこで、まちづくり支援課から、そういう方向性で良いんだという意見をいただいたら、まちづくり協議会に投げかけて、協議いただければと思います。

委員

安土・老蘇学区まちづくり協議会が、地域課題に対して取り組むとしても、この概要版にあがってくる課題しか出てこないのではないかなと思います。

しかし、各自治会単独で話しをしていただくと、全く違う課題が出てくると思います。そこで、各集落で、地域課題について話し合う場が必要であると思います。将来どのような集落にしたいのかという話し合いが必要だと思います。

各自治会によって課題が違ってくると思います。私の住んでいる集落の人口の推移については1回も見ることが無い。そのことですら分かっていない。市にデータがあるので、市は分かっていると思います。何が言いたいのかといいますと、自分が住んでいる町のことは自分が一番知っているはずなのに知らない。だからこそ、自分が住んでいるまちをどうしたいのかを議論しないといけないと思います。

会長

西老蘇は毎年、単年人口世帯数の調査をしていますので把握は常にしています。それを持ち寄って、学区で協議するとしてもどうまとめたらいのか分からない。組織的に機能しないとなかなかまとまらない。

例えば自治会に、地域の課題解決の協議を特別委員会で行おうと提案しても、そんなことが出来る状況ではないという意見が出ると思います。

本来は、単位自治会からあがってきたことを協議するという運営をしないと本当の実態を把握することは出来ないと思います。

委員

それを実際にやっていくのが、各集落でできること、学区としてできること、市として出来ることのように段階があると思います。

会長

地域で出来ることが、小さい自治会は出来ないことがある。それを学区へ持ち上がって、学区でどうするかということ話し合い、その結果、行政の支援を求めないといけないとか協議しないといけない。

協働のまちですから、本来は、自分たちで出来ることは出来るだけ自分たちでしないといけない。しかし、自治会の情勢によっては、出来ない自治会も出てきたときに、学区で協議するというようなことをやっていかないといけない。

これからは、末端自治会の差が激しくなります。どの自治会も同じことが出来るかといえば、出来ないと思います。高齢者ばかりの自治会もあれば、住民のほとんどが昼間仕事に行かれていて、昼間にボランティアをすることが出来ない自治会など、いろんな自治会があるので、統一的なもの出来ないと思います。

委員

やり方はいろいろあると思います。

会長

そういうことを解決するためには、学区での協議会を作ると同時に末端自治会で協議会的な組織を持ってもらって、地域課題について、自分たちでやれること、学区全体でやって欲しいこと、行政にお願いすることを整理して、学区協議会へ持ち上がっていただく。

学区協議会は、学区でやれるものは、どのようにして学区とするのかを考えることにより学区として行政に支援要請が出来る。行政も協働のまちづくり条例第30条に「必要な支援を行う」と明記してあります。行政としてもできる限り協力するというのが第30条なのです。

協働のまちづくり基本条例第31条に、「5年を超えない期間ごとに、検討するものとします」と明記してあります。協働のまちづくり基本条例は、各学区が組織機能を作り上げてくるから、この条例では、間に合わなくなるだろうという想定をしていたと思います。

5年もすれば、末端自治会がそうとう活動してくるから、見直す必要があるだろう。だから5年以内に条例の見直しをしましょうということが書いてあります。

この条例を検討された先生は、自治会が活性化するだろうという想像のもとに、協働のまちづくり基本条例をアドバイスされたのではないだろうかと思います。社会情勢は変化しているので、この協働のまちづくり基本条例は見直さないといけないと思います。

協働のまちづくりを自分たちがするためには、地域計画が必要です。理念に沿った目標を定めて、その達成には3ヵ年計画が必要です。しかし、それはどこから出てくるのかというと、末端自治でそういう委員会を持っていただいて、各単位自治会で出来ること、学区で出来ること、行政にお願いすることを色分けしながら、学区に提出していただく。学区の協議会でもって、協議・議論していただいて、学区でやれること行政にお願いすることを精査しながら、実施計画に基づいて進めていくというような形です。

実施計画を検討するときさまざまな課題が出てくると思います。これをどのようにまとめていくのかということで宗野教授にアドバイスを求めようと思っていたのですが、急な出張のため欠席されました。改めて、宗野アドバイザーからアドバイスいただきたいと思います。

学区協議会を作るためには、単位自治会で課題を収集し、世帯数や人口や地域の状況、道路状況など末端自治会で検討いただいたものを学区に上げていただく。そして、検討した結果、学区で対処できないものは市へお願いすることになると思います。

そういうことを整理し、まとめたものをまちづくり協議会へ提案しながら、意見交換を行いたいと考えています。

副会長

意見交換をする相手は、まちづくり協議会ですか。

会長

まだ、決まっていません。自治会に検討していただきたい課題であれば、自治会長と意見交換をしないといけないと思います。まちづくりについての課題であれば、まちづくり協議会の役員と意見交換をしないといけないと思います。

自治会長は、まちづくり協議会に参画していますが、宛職として参加しているのであって、単位自治会の問題を対処するために参画しているのではないのです。

副会長

前回の公共交通会議で、あかこんバスは、安土をぐるっと回って時間がかかりすぎるので、安土だけでの運行がもう少し多いほうがありがたいですという意見を出しました。

福祉自動車については、安土地域内で買い物や通院も出来るような利用が出来ればいいと思います。

委員

そういうことを考える場を作ることが重要です。

地域協議会がどこかの団体と意見交換するのは、効果が無いと思います。

検討する場を作る体制づくりをすることが我々の役割です。

会長

地域協議会は、あと1年半で終了します。その後どうするのという問題が出てきます。

委員

我々が解散した後の体制を作らないといけない。

会長

地域自治区が終わった後でも各学区が機能出来るようなことを、作っておきたいという思いがあります。

委員

あかこんバスの問題については、自治会長が路線について要望を出している状況です。市からの投げかけは自治会長にであって、まちづくり協議会への投げかけはありません。

会長

自治会長は、停留所の位置の変更は可能なのです。

自治会長経験者はそういうことは知っています。

委員

高齢者の移動手段は、あかこんバスに限らないので、もっといろんな方法があると思います。

会長 社会福祉協議会会長が、福祉自動車については自分のことのように考えないといけないと言っておられました。

良い意見や良い発想をお持ちの方がおられても、そのことを協議する場がないと、どうしていくということが定まらない。

委員 あかこんバスの定期券を 3,000 円で購入できると新聞に書いてありましたが、全路線ですか。

会長 全路線です。

副会長 公共交通会議で、乗り継ぎができるように試験的な取り組みをしていますという話しはありました。

委員 乗り継ぎがうまく出来ればいいと思います。

会長 そういうことを検討する場を学区で設けていただくことが、課題の対処方策になります。そのためには、単位自治会からの課題を、学区協議会でご検討いただくことを基本計画の中に明確にさせていただくと、学区協議会を立ち上げていただいた時にも理解が得られやすいのではないかなと思います。

安土は、長年役場に頼ってきました。合併から 8 年が経過しますが、合併までは、何をやるにも行政が行っていた。書類から準備まで町職員がご奮闘いただいた生い立ちで歩んできました。だから、なぜこんなことしないといけないのか。みんな役場がしていたのではないかというように、行政がやるという考えを持っていました。

合併してから全部自分たちに投げかけられたという錯覚が強いのです。

困っているのは自分たちなので、自分たちが考えて、やっていかないといけないというような受け止め方の意識改革が必要です。

自分たちのまちづくりなのです。今こういうことで支援が必要なので、安土・老蘇学区への支援体制は、もう少し継続していただかないと一人歩きできないんだということを支所機能の中には必要だと思えます。

私は、平成 27 年度に自治会長をさせていただいて分かったことは、旧近江八幡については、公民館活動からまちづくり協議会に移ったものの、組織機能は同じで移行されています。だから、意外と運営しやすいのです。

意識が切り替わらないといけないのです。自分たちの町は自分たちでやっていかないといけないので、やっていこうとすれば時間をかけて、自分たちでやることはやろうという意識が必要だろうと思います。

近江八幡市住民自治基本計画の中でも、実施計画の作り方は、具体的ではなく基本的なことが書かれているだけです。計画作成の手順が必要だと思えます。

副会長 自分たちのまちの 100 年後を見据えた場合に、地域協議会がなくなった後の、自治の課題について行政に提案する組織を意見交換会で提案するのですか。

会長 行政に提案するのではなく、自分たちのまちにどのような課題があるのか。それは自分たちでどこまで出来るのかという点に立たないといけないと思います。どうしても出来ないことは行政にお願いすることになります。

副会長 各種団体と意見交換はするということですね。

会長 するために提案内容の協議をしています。

副会長 その提案というのは、話しを聞くだけではないのですね。

会長 これからのまちづくりはこんなふうにしていただけないでしょうかという話しをするということです。

副会長 そのようなことを提案して、話し合うのですね。

会長 その提案について、課題を言われると思います。具体的な課題解決を推進するためには、こういう仕組みを作っていただけないでしょうかという話しになると思います。

委員 現状の課題は出ているのだから、これをどのような形で解決するかという問題があります。

副会長 組織をどう作っていくかということですね。

委員 こういう問題が地域で出ています。その問題をどう解決していくのか。解決するための場を作ってくださいということです。

会長 まちづくり協議会に投げかけて、そういう組織を作って運営してもらわないと問題解決にはならないと思います。

委員 そのようなことを自治会長に提案するのは無理です。各集落で、そういう話し合いが出来る人を選出していただくとか、集落でそういうチームを作ったらどうですかと言う提案です。集落の将来計画を作ろうではないですかという提案です。

会長

自治の世界では、事業をすると予算はどうするのかということになる。

自治会が地縁団体になって収益を得る。学区まち協も地縁団体化して、収益を得ないといろんな施策が出来ない。

末端自治会も地縁団体化していくと最後に行きつくのは、法人化してやっけないともたないという話になります。

まちづくり協議会や自治会長にご意見を求めようとすると、たたき台的なものを提起しないといけないと思います。

次回あたりでは、まちづくり支援課に来て頂き、地域協議会では、このような議論をしているということをお願いして、協議を進めていきたいと思います。

委員

防災の問題になりますが、自治会未加入の方でも転入される時には周知されているのですか。

会長

今、各自治会で防災マップを作らしようという話がありまして、自治会に加入されたご家庭には配布されますが自治会未加入者には配布されていません。

これは自治会費で作成されているからです。

委員

例えば、震災が起きたときに自治会長が被害の確認をして、まちづくり協議会に連絡して、まちづくり協議会から市に連絡するというような仕組みはありますか。

委員

まちづくり協議会というより自治連合会の会長のところに連絡が行きます。社会福祉協議会とも連携しています。

会長

一人暮らしの家庭は、福祉協力員が担当を決めて回ってくれています。

委員

各自治会で温度差がでるという話がありました。そこで、こういうことを目標にここまで出来たという事例を出して、それを、各自治会で話し合ってもらって、全体的にこうだなということが分かるとまとめやすいと思えます。

会長

課題は、同じなんだけれども各自治会の規模や年齢などによって実施する内容で違いが出てくると思えます。同じ課題を持っているのだけれども対処方策については自治会の差は出てくると思えます。

たたき台的なものについて、皆さん考えていただいて、何かを示してあげて、こんなふうには進めないものではないかというようなことを思うんですがという提案をしたいと思えます。

そのようなことで、進めさせていただいてよろしいでしょうか。

他にご意見が無いようでしたら、次回は、まちづくり支援課にオブザーバーとしてご参加いただいたほうが良いのではないかなと思います。委員の皆さんからもご意見ご提案がございましたらお教えいただきたいと思います。

この件については、以上とします。

2点目の地域自治区終了時点の記念事業について、広報編集部会に検討をお願いしておりました結果について事務局から報告をお願いします。

事務局

この問題について、広報編集部会でご協議をいただきました。その結果、「変革と挑戦」に合併後の安土地域での事業について掲載されていることは理解しましたので、あえて、記念誌を発行するというのはやめたほうがいいのではないかと。

よって、記念事業については、広報誌とは違うものをすべきと考えるため、この問題については、定例会の場で協議をお願いしますと結論付けされましたことをご報告させていただきます。

会長

記念事業については、この定例会で協議するということになりました。この件について、なにかご意見はございますか。

記念誌については、「変革と挑戦」と重複しないようにするのは難しいので、他の事業で何か出来ないかということです。

副会長

10周年ですので、記念誌的なものは市で出るかも知れませんが、地域協議会として足跡を残そうとしたら地域自治区としての年表的なものを作ればと思います。事業的なもので、ご意見がありましたらお願いします。

会長

地域自治区が終わって、自分たちのまちづくりは自分たちで行うという意識を持つきっかけになるようなものがないと思います。

事業をとるのであれば、「これからのまちづくり」という演題での記念講演くらいかと思います。

行政のほうも新市10年の区切りなので、記念講演等何かされるのではないかと思います。

行政にも一度打診しないといけないと思いますが、何か案があればご意見をお願いします。

記念事業については、広報編集部会から定例会に返していただきましたが、なかなかいい案がありません。また、人手の必要な事業であれば、なかなか支援していただくのが難しいと思います。

委員

まちづくりについて、宗野先生に講演いただいていたはどうですか。

- 会長 数年前に老蘇学区まちづくり協議会総会で「これからのまちづくり」という演題で講演していただいたことがありました。
- これについても、各団体に動員をお願いしないといけないと思います。
- 記念事業については、5周年で、市で冊子を出されて、式典も行われましたので、事務局から総合政策部に様子を伺っていただきたいと思います。
- さきほど自治区終了後のまちづくりについての講演会という意見がありましたが、他にご意見がありましたらお願いしたいと思います。
- 委員 写真と年表でつづる10年というものを作るのも良いのではないですか。
- 委員 地域自治区の主催事業は無いです。
- 会長 安土地域の合併後の10年の事業には安土駅改修などがありますが、「変革と挑戦」載っています。
- 今、総合政策部に10周年の事業を何か考えていますかと聞くと考えていないという返事になると思います。何度か打診をして行くことによって、総合政策部としても何かを考えないといけないと考えるようになり、10周年の事業について、市長に相談されるのではないのかなと思います。
- 委員 協議会で冊子を作るとか講演会を刷るとか考えた時に予算は大丈夫ですか。
- 会長 10月頃までには、総合政策部も何か考えるのではないかと思います。
- 予算要求のこともあり、今年の8月までくらいには、何をするか決めないといけないので、委員の皆さんも考えていただきたいと思います。10年間の安土地域の年表程度のものでどうであろうかと思しますので、市で10年の広報誌が出ないようでしたら、A4サイズの8ページの冊子を考えていきたいと思ひます。
- まだ時間はありますので、行政にも打診していただいて、市のほうが考えていないということであれば、写真を中心にした年表的なものを考えていきたいと思ひます。
- この件については、以上とします。
- 7月の会議日程ですが、会議運営部会については、7月4日の水曜日13時30分から開催させていただきます。また、7月の定例会につきましては、7月23日の月曜日13時30分からと提案させていただきたいと思ひますがいかがでしょうか。
- 都合の悪い方はおられないようですので、ご出席よろしくお願ひします。
- これで、本日の会議は終了したいと思います。
- 閉会に際しまして、副会長からご挨拶をお願ひします。

副会長

(あいさつ)

【終了 16:08】

会議録作成

近江八幡市安土町地域自治区事務所

住民課 庶務グループ

TEL: 0748-46-3141 FAX: 0748-46-5320

E-mail: 390110@city.omihachiman.lg.jp